

ヘルパーステーションたんぼぼ運営規定  
(居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

第1条

医療法人社団白寿会が設置するヘルパーステーションたんぼぼ（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

指定居宅介護支援においては、要介護又は要支援状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- (1) 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 居宅介護支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションたんぼぼ
- (2) 所在地 神奈川県川崎市中原区小杉町3-428  
小杉山協ビル405

(従業者の職種、人員及び職務内容)

#### 第4条

(1) 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 主任介護支援専門員 (介護支援専門員と兼務)

事業所における介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

② 介護支援専門員 2名 (常勤1名、非常勤1名) (内1名管理者と兼務)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

(1) 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内相談室又は利用者宅において行う。

(2) 課題分析の実施

ア. 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

イ. 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に

基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

#### (4) サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地から意見を求めるものとする。

#### (5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

#### (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

#### (7) サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービスの計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者の連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、川崎市中原区とする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。また、タクシー利用の場合は、実費額とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、利用者や家族、または介護関係者から利用者の病状の急変、その他緊急事態の連絡を受けた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する係利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に対し必要な援助を行うものとする。
  - 4 事業所は提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、安全かつ適切に質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性、職員の健康管理、事故防止に努める。
- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

- 3 事業所は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
  3. 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(第三者評価の実施について)

第16条 当事業所の第三者による評価の実施状況は次の通りです。

|               |       |            |
|---------------|-------|------------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1. あり | 実施日        |
|               |       | 評価機関名称     |
|               |       | 結果の開示 1 あり |
|               |       | 2 なし       |

2. なし

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2. 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年12回

3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4. 事業者は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者

との雇用契約の内容とする。

5. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
7. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 事業計画及び財務内容に関する資料は、閲覧可能とする。

#### 附則

この規程は平成15年10月1日より施行する。

平成22年9月7日に見直しを行いました。

平成25年5月1日に見直しました。平成26年4月1日に見直しました。

平成26年7月1日に見直しました。平成27年7月1日に見直しました。

平成27年9月7日に見直しました。平成28年4月1日に見直しました。

令和元年8月23日に見直しました。令和3年5月26日に見直しました。

令和4年5月25日に見直しました。令和5年4月24日に見直しました。

令和5年11月27日に見直しました。令和6年4月1日に見直しました。